

山下議員が追及 現代の「踏み絵」

13日の参院予算委員会で、橋下徹・大阪市長による「思想調査」問題をただした日本共産党の山下芳生議員。憲法と民主主義に照らして許されない無法行為であることが浮き彫りになりました。

山下 思想・良心の自由は戦前の反省に立って明記された

首相「内心の制限、禁止は許されない」

「憲法19条の『思想及び良心の自由』は戦前の深い反省のうへにたつて明記されたものだ」。山下氏がこうただと、野田佳彦首相は「内心について国や地方公共団体が制限し、禁止することは許されないという趣旨だ。重要と認識している」と答弁しました。

ところが、橋下徹市長が3万数千人の職員に行った「調査」はどうか。――「組合活動に参加したことがあるか」など市長の業務命令として真実を回答するよう求める。――氏名、部署などを記入のう

え、回答がなされない場合には処分の対象となりうる。

山下氏が、どこをみても、思想・良心の自由に踏み込むものだとパネルでアンケートを示すと委員会室の議員も驚いたように見入っていました。

山下氏は、ぐるみ選挙や不正乱脈な同和行政、ヤミ年金など、「大阪市の幹部職員と労働組合の一部にはただすべき問題がある」と強調。だからといって、「すべての職員の思想や考えまで市長が強制的に調査することがあってはならない」と述べました。



「思想調査」について質問する山下芳生議員=3月13日、参院予算委

橋下徹・大阪市長に対する 大阪府労働委員会の勧告書（抜粋）

・・・本件アンケート調査の趣旨・目的は「市の職員による違法ないし不適切と思われる政治活動、組合活動など」の調査・実態解明とされているが、アンケート項目の中には、組合加入の有無を問う項目など、過去の判例ないし命令例に照らし支配介入に該当するおそれのある項目が含まれているといわざるを得ない。にもかかわらず、本件アンケート調査は、被申立人の業務命令として回答が義務付けられ、また、正確な回答がなされない場合には処分の対象となり得ることが明記されている。これらのことから、本件アンケート調査が横行されれば、後日、仮に本案事件において救済命令を発すべき場合、もはや救済の基礎が失われているおそれがあるばかりか、今後さらに労使紛争が拡大するおそれがある。

・・・被申立人は、本件アンケート調査の実施主体は第三者調査チームであるとし、同調査チームにおいて、本件アンケート調査を当面の間凍結したとするが、当委員会は、救済の基礎の確保並びに労使紛争の拡大防止という観点から、審査の実効確保の措置として、本案事件において当委員会が本件申立ての当否につき判断を示すまでの間、第三者調査チームに調査委託し上記業務命令を発した被申立人の責任において、本件アンケート調査の横行を差し控えるよう勧告する。

山下 府労働委は「調査」にどんな問題を指摘しているか

厚労相「組合活動への支配介入の恐れ」と

大阪府労働委員会は橋下市長に対し、調査の続行の中止を求める勧告書を出しています。

山下 不当労働行為があつたかどうかを審査するのが労働委員会だ。アンケート調査にどんな問題があると指摘しているのか。

小宮山洋子厚労相 勧告は「支配介入に該当するおそれのある項目が含まれるといわざるをえない」と勧告書で述べている。

山下 公権力を使い思想調査をやるのが許されるのか

総務相「職務命令は法令にもとづき適正に

さらに山下氏は、同調査は憲法19条が保障する「思想・良心の自由」を侵害するものだとして強調。「街頭演説を聞いたりすることも含めて「特定の政治家を応援する活動に参加したことがありますか」との問いまであることを示すと、委員会室がざわめきました。

山下 地方公務員法は、自治体職員が勤務時間外に一市民として街頭演説を聞くことまで禁止しているのか。

川端達夫総務相 職員が勤務時間外に単に街頭演説を聞くことを禁止するものではない。

山下氏が、同調査は公務員が自由に行える行動を業務命令で言わせるものだとして述べ、自分の意思で参加したのか、誰から誘われたのかを答えさせるなど「まさに『思想調査』そのものだ」と力を込めると、「そうだ」の声があがりました。

山下 地方自治体の首長でも、憲法や法令に抵触する職務命令を出すことはできない。

総務相 職務命令は適法でなければならぬのは当然だ。